

令和2年度社会福祉施設防災力強化支援事業 概要

1 目的

社会福祉法人等が社会福祉施設において、地域の実情に応じた実効性の高い非常災害対策計画（避難確保計画）とするべく、当該計画の点検・見直し（新たな策定を含む。以下同じ）を支援し、もって、当該社会福祉施設の入所者等の安全・安心の確保を図る。

2 事業内容

社会福祉施設において、県が策定した社会福祉施設等における非常災害対策計画の点検・見直しガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の留意点を踏まえた非常災害対策計画（避難確保計画）とするべく、点検・見直しを行うため、防災関係機関（法人格を有する団体）から受けた実地指導に係る経費の一部を補助する。

3 事業の対象施設

次の施設（又は次のサービスを提供する施設）を対象とする。

【児童施設】乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設 等

【障害福祉施設】施設入所支援、グループホーム、宿泊型自立訓練、障害児入所施設、児童発達支援センター 等

【高齢者施設】介護老人福祉施設（地域密着型含む）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、グループホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム（サ高住含む） 等

4 事業実施時期（防災関係機関による実地指導を受ける期間）

補助金交付決定通知後から令和3年2月末頃

※補助金の交付申請等の手続は、本事業の利用希望をいただいた施設へ後日、改めてお知らせする。

5 補助対象経費及び補助額

対象経費は、ガイドラインの留意点を踏まえた社会福祉施設の非常災害対策計画とするべく、点検・見直しを行うため、防災関係機関から受けた実地指導に係る経費（防災関係機関への謝金等）を対象とする。

県からの社会福祉施設へ補助する金額は、1施設に対し、2万5千円を上限とし、対象経費の2分の1（千円未満は切捨て）とする。

6 留意事項等

- (1) 事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染対策を徹底する。
- (2) 事業完了後、防災関係機関からの実地指導を受け、点検・見直しを行った社会福祉施設の非常災害対策計画（全文）のほか、別途、県が定める様式等を本事業の実績として提出する。
- (3) 県予算の都合上、本事業の対象は40施設を上限としている。上限を超える本事業の利用希望施設がある場合は、別紙事業利用希望調査票の“施設の現状”等を考慮し、県において対象施設を決定する。
- (4) 社会福祉施設へ実地指導を行う防災関係機関は、各社会福祉施設において任意に選定

することとなるが、法人格を有し、当該団体の定款等に防災に係る事業を実施する旨の規定のある団体とする。

なお、実地指導を行う防災関係機関の例として、NPO法人日本防災士会^{*}の実地指導等の内容を以下のとおり示しますので参考としてください。

※NPO法人日本防災士会（以下「日本防災士会」という。）

・主たる事務所の所在地：東京都千代田区平河町

連絡先：03-3263-1678

・日本防災士会ホームページ：<http://www.bousaisikai.jp/index.html>

【指導方法】

実地指導を行う社会福祉施設（以下「施設」という。）へNPO法人日本防災士機構の認定を受けた防災士（複数名）を派遣し、県が策定しているガイドラインを踏まえた指導を実施します。

指導期間は、1日（2～3時間程度）を予定しています。

【指導に要する経費】

指導料として5万円＋指導場所（施設等）までの旅費（実費）

※旅費は派遣される防災士の発着場所により異なります。

※派遣される防災士は、可能な限り県内（日本防災士会愛媛県支部）から派遣します。

ただし、日程等によってはやや遠方からの派遣になる場合があります。

※指導に要する経費の支払方法に関しては、具体的な実地指導の日程等の調整後、（施設側からの依頼による）御見積書の送付 → 実地指導の実施 → 請求書の送付 → 請求書の指定口座に施設側で御支払 という流れになります。

多数の施設から御依頼いただいた場合の事務処理軽減の観点から、簡素な事務処理方法とし、契約書等の上記以外の書類作成は対応いたしかねますので、予め御承知ください。

【指導の実施時期】

施設との個別調整により決定することになります。

※日本防災士会による実地指導を希望する場合は、（別紙様式）事業利用希望調査票の（1）実地指導を行う防災関係機関欄に「日本防災士会」と記載してください。記載いただいた施設については、連絡先等を県で取りまとめのうえ、日本防災士会へ情報提供します。

後日、日本防災士会から記載いただいた施設へ直接連絡がありますので、具体的な実地指導の実施時期等に係る必要な調整を行っていただきます。

【その他】

日本防災士会では、効果的な実地指導を行うため、事前に施設で策定している非常災害対策計画の提供をお願いしています。当該計画も県で取りまとめの上、日本防災士会へ提供しますので、別紙事業利用希望調査票と合わせて、送付をお願いします。

<事業利用希望調査票及び非常災害対策計画の送付先>

（郵送の場合） 〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県保健福祉部生きがい推進局長寿介護課

（メールの場合） jinno-yuudai@pref.ehime.lg.jp